

指 名 停 止 業 者 一 覧

令和8年5月20日現在

商号又は名称	指名停止期間	指名停止理由の概要	措置要件	備考
株式会社大林組東北支店	令和8年5月20日 ~ 令和8年6月19日	当該業者及びその使用人2名は、当該業者を代表とする共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関して、鵜沢労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日付けで鵜沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたもの。	白石市建設工事等入札参加業者指名停止要領 別表第14号(不正又は不誠実な行為)	